

令和6年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和7年1月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和6年度第10回千葉県農業委員会総会を千葉県役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	20件
議案第7号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	17件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	16件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	42件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	25件

<出席委員> (16名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	7番	横山清亮
8番	槇本泉	9番	佐々木貴史
10番	秋葉重雄	11番	大塚秀行
12番	脇田章子	13番	清宮惠理子
14番	小林直樹	15番	市原律子
16番	高橋芳和	17番	齊藤憲次

<欠席委員> (1名)

6番 小島英男

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	佐々木聡子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>申請地の取得後の作目は、芝を予定しております。 次に第4項です。 お手元の資料9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります東金市幸田に在住の方が、義務者であり ます、緑区平川町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模 拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、植木苗(シラガシ・ケヤキ)を予定しており ます。 議案書の3ページをご覧ください。 次に第5項です。 お手元の資料10ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります稲毛区長沼町に在住の方が、義務者であり ます、緑区平川町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農の ため、解除条件付賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンを用意しております。 次に第6項及び第7項は、議案第5号第1項および第2項と一体案件と なっておりますので、議案第5号第1項および第2項の説明時に一括し て説明させていただきます。 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利 用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合して おり、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決 定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等があり ましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第5項について、新規就農の方でニンジンを作るということで、解除条 件付賃借権の設定をしていますが、㎡あたり26円は非常に高額ではな いかと思います。地域調和要件の中で、他より高額なものにすると地区 全体の価格を引き上げることになるということ書かれております。 この辺の設定でわかることがありましたら教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>賃料に関しては高い方にはなるのですが、特に農地の一部分の耕作しや すい部分のみを借りているという形になっているため、少し高い価格に なっているという状態です。 これによって周りの賃料を上げるようなことはないと考えております。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について、第6項および第7項については、議案第5号第1項および第2項と合わせて採決することとし、第1項から第5項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第5項について許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を長屋住宅用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案第3号第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書の6ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料12ページから15ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、JR幕張駅から北に約700メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料16ページから19ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をす</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>るものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南東に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>本案件は、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料20ページから23ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校から西に約100メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市農政センターから南に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、既存施設に隣接する申請地を駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉東金道路高田インターチェンジから西に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第8項です。</p> <p>お手元の資料32ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を畜電設備設置用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約1.8キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>次に第9項です。</p> <p>お手元の資料33ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、既存施設に隣接する申請地を駐車場用地とするため、使用賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>お手元の資料34ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校から北東に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の11ページをご覧ください。 次に第11項です。 お手元の資料35ページをご参照ください。 本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市斎場から東に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、小堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>3項から6項について、昨年11月の合同会議にて太陽光発電の資料をいただいております。このときに地元の説明会が義務付けられ、キロワット数によって説明範囲が決まっていると思うのですが、特に3項は49.5キロワットですから100メートル以内の住民に説明会を開催することになっております。資料を見ますと住宅が近接していますので、どのような説明会をして、農地法を許可するか否かの上ではどのような意見が出てきたのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらの対象となるのが、FIT法による固定価格買取制度が対象になる太陽光発電施設だけになりまして今回の転用の施設に関しましては対象ではないものとなりますので、説明会の義務の対象ではありません。また、事前に説明会をしているかどうかは把握しておりませんが、隣接農地の方には説明しているかどうかは確認しております。</p>

橋本委員	太陽光の事業者は個人の情報をどこで仕入れてくるのかわからないですが、私が持っている畑が太陽光発電に適していますという通知が来ています。なにか知っていることがあれば教えていただきたいです。
事務局	太陽光発電施設の業者から土地の登記事項証明書を取得して大量に農地種別の調査依頼が事務局に来ております。所有者さんのお名前や住所については登記から確保しているかと思えます。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。
議長 (長谷部会長)	事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書12ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料36ページをご参照ください。 本件は、令和3年3月29日付千葉県指令農委第5号の122から137および令和5年12月27日付千葉県農振指令第1104号の1から30において、本市および千葉県が農地法第5条の許可をした事業につき、昨年7月に続き、3回目の計画変更承認申請が提出されたものです。 計画変更承認申請の許可権者は県となり、本市は意見を付して県に申請書等を送付します。 変更の理由は、埋蔵文化財の本調査が必要と判明し、全体の工事に直ちに着工することが不可能となったため、完了予定を伸ばすとともに、3工区に分けて事業を順次完了したい、というものです。 変更内容は、完了予定日が令和7年12月31日から令和14年12月31日へと変更となります。 事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第4号は承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第4号については承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は承認と決定いたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。議案第5号は現地調査を実施しました。 議案書の13ページをご覧ください。 第1項です。本件は議案書3ページの議案第1号第6項と関連案件となりますので、一括してご説明いたします。 資料は37ページから39ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。 本件は千葉県木更津市かずさ鎌足三丁目に本店の所在を置く法人が、緑区越智町の畑2筆において、営農型太陽光発電設備用地として2回目の期間の更新を行うものです。 議案第1号第6項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。 施設の概要は、パネル枚数822枚、支柱等の農地接地面積16.29平方メートル、発電出力は143キロワットです。 栽培作物については、当初許可時からのサカキとなりますが、収穫まで5、6年かかるとされ、植付から4年ほどしか経過していないため収量の実績は現時点ではありません。 更新期間は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間となります。 また、議案第1号第6項の区分地上権についても、同じく3年間で設定されます。 次に第2項です。本件は議案書4ページの議案第1号第7項と関連案件となりますので、一括してご説明いたします。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>資料は40ページから42ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は鳥取県鳥取市若葉台南に本店の所在を置く法人が、若葉区佐和町の畑7筆において、営農型太陽光発電設備用地として3回目の期間の更新を行うものです。</p> <p>議案第1号第7項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。</p> <p>施設の概要は、パネル枚数1944枚、支柱等の農地接地面積19.02平方メートル、発電出力は445.5キロワットです。</p> <p>栽培作物については、当初許可時はブルーベリー等でしたが、前回の許可時の前にサカキへ変更し作付けからまだ4年ほどのため収量の実績は現時点ではありません。</p> <p>更新期間は、令和7年1月20日から令和10年1月19日までの3年間となります。</p> <p>また、議案第1号第7項の区分地上権についても、同じく3年間で設定されます。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第5号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>土気地区を見ていても太陽光の下部でサカキを作っていることが多いですが、農水省ができれば農地で葉物等を生産するよとの文章を見た記憶があります。主役は農地で太陽光は脇役だと思のですが、このような優良農地でサカキは本当に良いのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>作物の制限について、サカキが太陽光発電の中では多い作物なのですが、農水省の営農型の通知等で農作物について下部の農地で栽培の作物を制限することはできないということもありまして、なかなかご本人がサカキをやるということであればこちらから他の作物を作らせるような指導をすることはできません。</p>
<p>芳澤委員</p>	<p>1項について、サカキの栽培の試験場が出しているマニュアルを見ると2～4年で収穫できると書いてあるのですが、6年経たないと収穫が始まらないという根拠は何になりますか。</p>

事務局	基本的に5～6年で収穫ができるとされ、今年度から知見を有する方の意見書を付けるようになっていますが、その中でも5～6年かかると意見が出ています。実際、他の場所の営農型太陽光でサカキをやっている方で令和3年ごろから始めた方も生育状況を見ると作物を収穫するには至っていない現状なので、2～3年は千葉市の実情ではないと思います。
芳澤委員	収穫要件8割はおそらく通常の栽培の方法と比較するものだと思っていたのですが、太陽光下部だと育ちが遅いのは当然だと思います。これを基準にして年数が長くすることは良いのか疑問です。第1種農地のような場所で食料生産をしない太陽光発電をできてしまっているのかというのが疑問で、地方行政であれば法令の中で条例や規則を設けられると思います。ですので、太陽光発電する場所であれば果樹やサカキではなく、水田のような食料生産もできて太陽光もできるといったルールが千葉市で制定できないか教えていただきたいです。
事務局	国の通知で作物の制限はできない状態ですので、千葉市独自で下部の作物の制限を設けることは考えられません。
芳澤委員	それは農林水産省が出している法令なのでしょうか。それとも指針でしょうか。
事務局	法令で明記されているわけではなく、国の営農型太陽光のQ&Aや通知、ガイドライン等で示されているものです。全国的にそのような流れになれば千葉市も検討すると思いますが、現状では検討する段階には至っておりません。
芳澤委員	法令で縛られていないものであれば、市のほうでルール作りもできなくはないという見解でよろしいですか。
事務局	芳澤委員がおっしゃっていることは私権の制限になるかと思われまます。公序良俗に反する等、誰の目にも周りに迷惑がかかるものであれば制限をかけることはできると思いますが、実際にはサカキを育てることで環境を著しく壊してしまうなどということではなく感情的なものであり、難しいのかなと思います。

<p>清宮委員</p>	<p>営農のための太陽光発電で今回現地調査に行った際に、一ヶ所はすごく光が入っていた田のように見えたのですが、もう一ヶ所はあまり採光がなく暗い状態だったので、営農型はそのあたりの規制がないのか教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>作物に適した日照量を確保するようにと条件はあります。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>営農型太陽光は農業委員にしてみれば招かれざる客だと思います。芳澤委員がおっしゃったように、農振農用地や第1種農地はできれば食料生産にあてて太陽光は第2種農地のような違うところで行ってほしいという希望がありますので、景観のことも考慮に入れて政令指定都市の会議があったときなどに他市との意見交換や国に要望を行った方が良いのではないかと思います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 議案第5号について、第1項及び第2項の千葉県農業会議諮問案件については、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することとし、賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成多数でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。 次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第13項及び第14項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第13項及び第14項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 秋葉委員退室 ————</p>
<p>議 長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第13項及び第14項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第13項及び第14項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>今年度、地域計画の策定を予定している南部土地改良区内の貸借で、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区椎名崎町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他1名が所有する同町及び同区古市場町の田10筆、合計面積8,429.42㎡に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第13項及び第14項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 秋葉委員入室 ——</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第12項及び第15項から第20項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書の14ページをご覧ください。 第1項は、若葉区上泉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,434㎡を同区中田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するものです。権利者の作付品目はデントコーンで、自社が営む酪農に供するとのことです。 第2項は、緑区大椎町在住の方が所有する同町の田1筆、面積1,136㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は水稻です。 次に15ページをご覧ください。 第3項は、緑区板倉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積900㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目はキウイ、ブルーベリーです。 第4項は、富里市所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,034㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はコマツナです。 次に16ページをご覧ください。 第5項は、緑区東山科町在住の農家の方が、同区平山町在住の方、他2名が所有する同区東山科町の畑3筆、合計面積4,977㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目はスイカ、ラッカセイ、ダイコンです。 次に17ページをご覧ください。 第6項は、花見川区大日町在住の農家の方が、稲毛区長沼原町在住の方が所有する同町の畑12筆、合計面積9,522㎡に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は3年です。権利者の作付品目は牧草、トウモロコシで、牧草は自社が営む酪農に供するとのことです。 次に18ページをご覧ください。 第7項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。 第7項から、19ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大椎町在住の農家の方が、同区大木戸町在住の方、他3名が所有する同区大椎町の田4筆、合計面積5,686㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は水稻です。 次に20ページをご覧ください。 第11項は、習志野市在住の農家の方が、花見川区横戸町在住の方が所</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>有する同町の畑1筆の一部、面積7,000㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はサツマイモ、ジャガイモ、トマト、ピーマンです。</p> <p>第12項は、緑区椎名崎町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町駒崎の畑2筆、合計面積3,923㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はミニトマト、サツマイモです。</p> <p>次に22ページをご覧ください。</p> <p>第15項から24ページの第20項は、今年度地域計画策定予定の南部土地改良区で実施される貸借で、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区中西町在住の農家の方が、同区茂呂町在住の方、他5名が所有する同町及び同区中西町の田8筆、合計面積12,358㎡に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第1項から第20項の合計面積は、57,399㎡です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第12項及び第15項から第20項についても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>議案第6号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議 場</p> <p>議 長 (長谷部会長)</p>	<p>—— 挙 手 ——</p> <p>賛成全員でございますので、第1項から第12項及び第15項から第20項についても、原案どおり決定といたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書の26ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、農用地利用集積等促進計画の県の認可を受け、貸借が成立します。 第1項の権利者は、農政センターにおいて「千葉県ニューファーマー育成研修」を受け、栽培技術・知識を習得しました。本年11月及び12月に就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。資料の43ページもあわせてご覧ください。 緑区誉田町在住の新規就農希望者が、同区平山町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積4,772㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はイチゴです。売り先は、JA出荷、観光農園などを予定しています。 第2項は、花見川区畑町所在の農地所有適格法人が若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畑2筆の一部、合計面積4,470㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は29年5か月、権利者の作付品目は、コマツナ、ハウレンソウ、ネギ、ニンジンです。 次に27ページをご覧ください。 第3項は、市原市在住の農家の方が、若葉区川井町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積3,549㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は14年、権利者の作付品目は、ヘーゼルナッツ、アーモンドです。貸付理由は「従前からの貸付地」ですが、借受者が変わるため、新規となります。 第4項から28ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区多部田町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町及び同区中田町の畑2筆、合計面積2,858㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ラッカセイ、キュウリ、ソラマメです。 第6項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区富田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,000㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギ、ハクサイです。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の35ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、16ページまでに4件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、38ページまでに16件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の39ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の44ページまでに42件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の45ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2件ございました。</p>

<p>事務局</p>	<p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の46ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、47ページまでに25件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件につきましては、以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第10回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時22分)</p>

